

町民税・県民税兼国民健康保険税の申告について

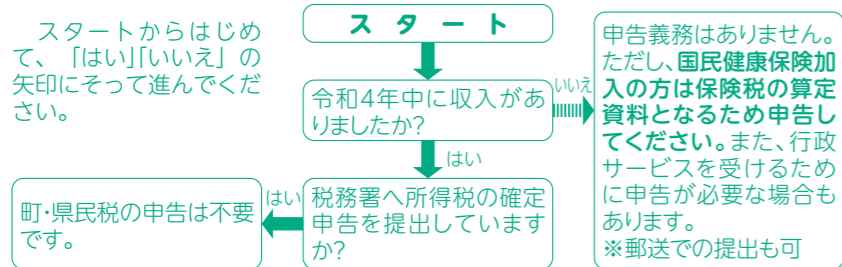
あなたの令和5年度町民税・県民税および国民健康保険税(加入者のみ)を算定するために、令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入等の金額や扶養親族人数などについて申告書に記入し申告期限(3月15日)までに提出してください。

※この申告書は、昨年度も申告された方、昨年中に勤務先を退職された方、国民健康保険の加入者などに送付しています。実際に申告が必要か下記にてご確認ください。

●申告期限までに申告がない場合

申告を行わなかった場合、様々な行政サービス(所得証明書の発行・国民健康保険税の軽減措置や国民年金保険料の免除申請・就学援助・保育園の入園・授業料免除・児童手当・児童扶養手当・公営住宅の入居・各種手当での受給等)を受ける際に、不利益をこうむる場合があります。

わたしは、町民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか？



給与収入がある方	公的年金収入がある方 (遺族年金、障害年金除く)	営業所得、不動産所得 などの収入がある方
勤務先から給与支払報告書が提出されますので申告の必要はありません。ただし以下の方は申告が必要になります。 ○年末調整をしていない方 ○給与以外に営業、不動産などの収入があった方 ※勤務先から南風原町に給与支払報告書が提出された場合は、源泉徴収票等を添付して申告する必要があります。	日本年金機構などから年金支払報告書が提出されますので申告の必要はありません。ただし以下の方は申告が必要になります。 ○扶養や社会保険料など控除の追加や変更がある方 ○年金以外に営業、不動産などの収入があった方 ○年金以外に給与収入があった方で年末調整していない方	申告の必要があります。帳簿や領収書などを元に申告書を作成してください。 ※帳簿・領収書等は、項目別にしてすべてご持参ください。 (個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、住民税においても記帳と帳簿等の保存が必要です。)

上記フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は南風原町税務課住民税係(89-4413)お問い合わせ下さい。

税務署での確定申告が必要な方

1. 土地・建物等を売却した方
 2. 所得税が生じる事業所得や、不動産所得、その他所得がある方
 3. 営業収入のある方で昨年中に1000万円以上の売上有る方
 4. 所得税の還付申告を受ける方
 5. 事業1年目や住宅借入金等特別控除1年目の方
- 詳しくは税務署へお問い合わせください。(確定申告期間2月1日～3月15日)
那覇税務署 ☎(098)867-3101

税務署の確定申告会場

申告会場は、「浦添市産業振興センター・結の街」です。

簡易な所得税の還付申告について

◎昨年中の所得が給与・公的年金のみの簡易な所得税の還付申告については申告期間中のみ町民税・県民税申告会場でも受付いたします。

●還付申告に必要なもの

- ・(給与または公的年金の)源泉徴収票 ・各種所得控除の証明となるもの
- ・通帳またはキャッシュカードなど還付先となる口座番号がわかるもの(本人名義の口座に限りません。)

●郵送による申告について

前年中(R4.1.1～R4.12.31)「収入のない方」や「収入・経費に関する証明書類・控除に関する領収書等の必要書類を添付出来る方」は、郵送受付可能です。申告書に必要な事項を記入し、申告に必要なもの(源泉徴収票、各種控除証明書等)を同封し、南風原町税務課まで郵送してください。

※事業収入、不動産収入のある方は申告書「7事業所得」または「8不動産所得」の項目に記入するか、収支内訳書を作成し同封してください(領収書等は同封せず、ご自身で5年間保管してください。後日確認させていただくことがあります)。

※郵送された書類は原則返却しませんので、証明書等は写しを同封してください。

※記入不備、必要書類不足の場合は受付できず、返送することがあります。

※電話番号は必ず記入してください。

※所得税の確定申告書は、税務署へ提出してください。

令和5年度申告の手引き

申告書(左面)の記入例

(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの内容)

令和5年度 町民税・県民税兼国民健康保険税 申告書

(令和4年1月1日～令和4年12月31日までの所得)
※期限内の申告をお願いします。

現住所	南風原町字兼城686番地											
1月1日現在の住所	南風原町字兼城686番地											
フリガナ	ハエバル	タロウ										
氏名	南風原 太郎		南風原町長 殿									
生年月日	昭和30	8	1									
電話番号	000-0000											
別名番号												
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
代理申告の委任を受けた者	住所	氏名	続柄	電話								
1 収入がなかった人の記入欄 (該当箇所を☑チェック)	<input type="checkbox"/> 下記の person から扶養または援助を受けていた 住所 氏名 続柄		<input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 を受給していた									
4 所得から差し引かれる金額に関する事項												
12 社会保険料控除(要証明書)	社会保険の種類	支払った保険料の額										
	国民健康保険・後期高齢者医療保険											
	国民年金											
	介護保険											
	源泉のとおり	108,600										
	⑫ 合計	108,600										
14 生命保険料控除(要証明書)	新生命保険料の計	旧生命保険料の計										
	15,000	70,000										
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計										
15 地震保険料控除(要証明書)	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計										
	3,000											
16 本人控除	⑬ 寡婦(死別・離別・その他) ・ ひとり親 ⑭ 勤労学生 ⑮ 障害者	合計所得75万円以下でそのうち給与所得以外の所得が10万円以下(学校名) 身体・精神・療育・他 級(度) その他()										
17 配偶者控除	配偶者氏名	生年月日	同別居	障害者								
	南風原花子	明・大・昭・平・令	同居	身・療・精								
	個人番号	31年9月4日	別居	級								
18 扶養控除	氏名	続柄	生年月日	同別居								
	南風原二郎	子	明・大・昭・平・令	同居								
	個人番号	子	60年3月8日	別居								
	南風原悦子	子	明・大・昭・平・令	同居								
	個人番号	子	15年7月8日	別居								
	南風原三郎	子の子	明・大・昭・平・令	同居								
	個人番号	子の子	23年1月2日	別居								
	年月日											
	年月日											
	年月日											
23 雑損控除(証明書添付)	損害の原因	損害の年月日	損害を受けた資産の種類									
24 医療費控除(証明書添付)	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	所得金額等の5%と10万円のいずれか少ない金額									
	132,000	12,000	100,000									

※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合は、「医療費控除」の「区分」欄に「1」と記入してください。
※別居の場合、右面の「11別居の扶養親族等に関する事項」も記入
6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法
 給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

※医療費控除・事業所得のある方は、事前に領収書・帳簿等の整理を行ってください。

各種控除について

次の項目は所得から差し引くことのできる大切なものです。控除証明書等により確認しますので、必ず持参して下さい。

- 雑損控除……災害や盗難・横領により住宅や家財などに損害を受けた方。(損害金額-保険金などで補填される金額)-(総所得金額×10%)又は(災害関連支出金額-5万円)のいずれか多い方の金額。
- 医療費控除……医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
※セルフメディケーション税制を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)
- 社会保険料控除……国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金、介護保険料などを支払った方。支払った保険料が全額控除対象となります。
- 生命保険料控除……生命保険料・個人年金保険料や介護医療保険料を支払った方

旧制度(一般・個人年金それぞれに適用)	新制度(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
15,000円まで……全額	12,000円まで……全額
15,000円超～40,000円まで…保険料×1/2+7,500円	12,000円超～32,000円まで…保険料×1/2+6,000円
40,000円超～70,000円まで…保険料×1/4+17,500円	32,000円超～56,000円まで…保険料×1/4+14,000円
70,000円を超える場合……35,000円(限度額)	56,000円を超える場合……28,000円(限度額)
※一般・個人年金あわせて70,000円が限度。	※一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度。

○地震保険料控除……地震保険料や(旧)長期損害保険料を支払った方

地震保険料の控除額	(旧)長期損害保険料の控除額
5,000円まで……全額	5,000円まで……全額
5,000円超～15,000円まで…保険料×1/2+2,500円	5,000円超～15,000円まで…保険料×1/2+2,500円
15,000円を超える場合……10,000円(限度額)	15,000円を超える場合……10,000円(限度額)

(旧)長期損害保険料と地震保険料の支払がある場合は両方の控除の合計額(限度額25,000円)

本人の控除について

○基礎控除……合計所得金額によって、基礎控除が変わります。

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

ひとり親控除……婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)
寡婦控除……合計所得が500万円以下の方で、夫と死別後婚姻していない方、又は、夫と死別又は離婚後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する方
※住民票の続柄に「夫(見届)」、「妻(見届)」と記載がある方は対象外

ひとり親	30万円	寡婦	26万円
------	------	----	------

勤労学生……大学・高校又は一定の専修学校などの学生か生徒で、合計所得金額が75万円以下であり、その所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の方

勤労学生	26万円
------	------

障害者とは……身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方特別障害(身体1級、2級 療育A1、A2 精神1級)普通障害(左記以外の等級)

普通障害	26万円	特別障害	30万円	同居特別障害	53万円
------	------	------	------	--------	------

※障害者控除は扶養親族が16歳未満の場合においても適用されます。

扶養控除について

配偶者控除……あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にしている妻又は夫(内縁関係は含まない)の前年中の合計所得が48万円以下(事業専従者を除く)の場合は配偶者控除を受けられます。配偶者の年齢が70歳以上の場合は、老人控除対象配偶者となります。

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			
48万円以下	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	1,000万円超
老人控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円
	38万円	26万円	13万円	

配偶者特別控除……合計所得が1,000万円以下の申告者が生計を一にする妻または夫(内縁関係は含まない)を有する場合、その妻または夫の前年中の所得が、48万円を超え133万円以下の方は配偶者特別控除が受けられます。

納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
配偶者の合計所得金額			
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

控除対象扶養親族……あなたと生計を一にする16歳以上の親族で、合計所得金額が48万円以下の方。19歳～22歳は特定扶養、70歳以上は老人扶養となります。

区分	控除額	区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	33万円	老人	同居老親等以外 38万円
特定扶養親族	45万円	同居老親等	45万円

※16歳未満の扶養親族 あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族が対象となります。

事業所得・不動産所得等がある方の記帳・帳簿保存について

農業・営業等の事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、平成26年1月から、帳簿書類を備え付け、記帳し保存することが義務化されています。
記帳する内容……………売上などの収入金額、仕入れやその他必要経費に関する事項
帳簿等の保存年限 { 収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定調書) → 7年
 { その他の帳簿書類(請求書、納品書、領収書など) → 5年
 ※税務署の収支内訳書に記入して、提出してもかまいません。

収入について

昨年中の収入について、次の要領に従いお書きください。
 なお、収入とは必要経費を引く前の売上金額のことで、給与収入の場合は、必要経費とみなされる給与所得控除前の金額です。
 申告の際には、**収入・支出がわかる書類(源泉徴収票、帳簿、領収書等)**をお持ち下さい。

○**営業収入があった人(営業等所得)**……………7にお書き下さい
 販売業、製造業、飲食業、建設業、サービス業などの営業による収入
売上金額ー総経費＝営業所得
 医師、弁護士、作家、外交員などの営業による収入
収入金額ー必要経費＝営業所得
 ○**農業収入があった人(農業所得)**……………7にお書き下さい
 農作物の生産、家畜の飼育などによる収入
売上金額ー生産のためにかかった必要経費(餌代、肥料など)＝農業所得

○**不動産収入があった人(不動産所得)**……………8にお書き下さい
 地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料などによる収入
収入金額ー必要経費＝不動産所得

○**雑収入があった方(雑所得)**……………10にお書き下さい。
 ・**公的年金等**(国民年金、厚生年金、恩給、企業年金等) ※源泉徴収票を添付
 ・**業務** 原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した副収入による所得
 ・**その他**(公的年金等、業務以外) 個人年金保険、互助年金など、上記以外の収入
 ※業務、その他の場合は、支払証明書を添付し、収入と経費をお書き下さい。

○**一時的な収入があった人(一時所得)**……………12申告書裏面にお書き下さい
 賞金、懸賞当選金、競輪競馬の払戻金、生命保険の満期払戻金などによる収入
収入金額ー必要経費ー特別控除額＝一時所得

○**給与収入があった方(給与所得)**
 勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入
 ・勤務先から源泉徴収票や給与支払証明書を交付してもらい添付して下さい。
 ・証明書等の無い方は、雇用主から**9 給与証明欄**へ収入を証明してもらって下さい。
 ※日雇い労務の場合でも給与証明が必要です。必ず日当額等の証明をもらったうえで申告してください。

給与所得の計算方法

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額	
551,000円未満	0円	
551,000円以上1,619,000円未満	A-550,000円	
1,619,000円以上1,620,000円未満	1,069,000円	
1,620,000円以上1,622,000円未満	1,070,000円	
1,622,000円以上1,624,000円未満	1,072,000円	
1,624,000円以上1,628,000円未満	1,074,000円	
1,628,000円以上1,800,000円未満	A÷4(千円未満の端数切捨て) ,000円	B×2.4+
		100,000円
1,800,000円以上3,600,000円未満	A÷4(千円未満の端数切捨て) ,000円	B×2.8-
		80,000円
3,600,000円以上6,600,000円未満	A÷4(千円未満の端数切捨て) ,000円	B×3.2-
		440,000円
6,600,000円以上8,500,000円未満	A×0.9-1,100,000円	
8,500,000円以上	A-1,950,000円	

○所得金額調整控除について

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
 (1)給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
 ア 本人が特別障害者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる
 ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる
所得金額調整控除＝(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合)1,000万円)ー850万円)×10%
 (2)給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)ー10万円)
 ※(1)に該当する場合は、申告書裏面15に記入してください。

申告書(右面)の記入例

(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの内容)

7 事業(営業・農業等)所得に関する事項(1月1日～12月31日まで)

所在地	南風原町字兼城〇〇番地		
名称	〇△そば屋	帳簿記帳	有・無
業種名	飲食店(食堂)	領収書確認	有・無
科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額	ア 9,438,000	給与・賃金	2,400,000
家事消費費	イ	外注工賃	
その他の収入	エ	地代・家賃	840,000
小計(ア+イ+ウ+エ)	A 9,438,000	減価償却費	241,850
期首商品棚卸高	オ 36,200	租税公課	39,900
仕入金額・原価	カ 2,980,300	水道光熱費	354,000
小計(オ+カ)	キ 3,016,500	旅費交通費	
差引原価(キーカ)	ケ 2,987,900	通信費	100,000
種苗費		修繕費	100,000
肥料・飼料費		消耗品費	40,000
農具費		雑費	
農業衛生費		広告・宣伝費	20,000
委託料			
資材		経費計	コ 4,135,750
総経費(ケ+コ)	B 7,123,650		
専従者控除額	C 500,000		
所得金額(A-B-C)	①② 1,814,350		

8 不動産所得のある人

種類	件数	月額	月数	年額	必要経費
家賃					給料・賃金
地代	2			120,000	減価償却費
駐車場					地代
権利金					借入金利子
更新料					租税公課
					損害保険料
					修繕費
不動産収入の合計	A		120,000		
物件の名称					総経費
					B 19,400
支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	南風原町字照屋△△				専従者控除額
					C
					所得金額(A-B-C)
					③ 100,600

9 給与証明欄(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

雇用主の発行する源泉徴収票や給与証明書等の無い方は、下記入雇用主から月別の収入を証明してもらって下さい。なお、勤務先が一定でない場合は日給及び勤務日数を記入して下さい。

月	日給	日数	月額	月	日給	日数	月額
1	10,000	20	200,000	9	10,000	20	200,000
2	10,000	20	200,000	10	10,000	20	200,000
3	10,000	20	200,000	11	10,000	20	200,000
4	10,000	20	200,000	12	10,000	20	200,000
5	10,000	20	200,000			賞与等	
6	10,000	20	200,000			合計	A 2,400,000
7	10,000	20	200,000				
8	10,000	20	200,000			社会保険料	108,600

法人番号又は所在地	南風原町字兼城〇〇〇	代表者	南風原一郎
事業所名	(有)南風原商事	之南風原商事印	電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇
雇用主から証明がもらえない(自己記入)場合の署名欄	上記のとおり、正に収入があったことを申告します。 氏名		

※給料・賃金の内訳

従業員住所	従業員氏名	生年月日	支払額
南風原町字宮平〇〇番地	町税秋子	S38-1-21	2,112,000
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
南風原町字宮平〇〇番地	翁長冬子	S54-10-3	288,000
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
個人番号			
個人番号			

※地代・家賃の内訳

借借物件	支払先住所	支払先名	支払金額
地代	南風原町字宮平〇〇番地	大城〇〇	840,000
家賃			
地代			
家賃			

※減価償却費の内訳

資産の種類	取得年月日	取得価格	償却基礎額	耐用年数	償却率	償却額
営業車	R4-8-1	1,800,000	1,800,000	5	0.200	5/12 150,000
クーラー	H30-3-24	250,000	250,000	6	0.167	12/12 41,750
冷蔵庫	H31-1-1	300,000	300,000	6	0.167	12/12 50,100

償却費(定額法)
 平成19年3月31日以前に取得の場合(日定額法)
 (取得価格×0.9)×(耐用年数に基づく償却率)、初年度は月割り
 平成19年4月1日以後に所得の場合(償却率も変更有)(定額法)
 取得金額×耐用年数に基づく償却率、初年度は月割り

※専従者控除の内訳

従業者氏名	続柄	生年月日	従事月数	控除額
南風原太一	子	S50-1-20	10	500,000
個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
個人番号				
個人番号				

※専従者控除については、下記の①と②のいずれか少ない金額
 ①配偶者860,000円(その他500,000円)
 ②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷事業専従者の人数+1

10 雑所得(公的年金等以外)のある人

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

11 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族	
氏名	住所
個人番号	
個人番号	
個人番号	

特定扶養：H12.1.2～H16.1.1生
 老人扶養：S28.1.1以前生
 16歳未満(年少)：H19.1.2以降生
 障害者控除(手帳持参)
 ・特別障害：身体1級・2級、精神1級、療育A1、A2
 ・普通障害：上記特別障害に該当しない等級

※裏面へ

●事業所得、不動産所得がある方は下記の例を参考に内訳を記入してください。
 家事と事業の両方に関わりがある費用(家事関連費)については、使用面積或使用時間等事業に直接必要であったことが明らかに区分できる基準によって按分します。

収入	売上(収入)金額	令和4年中の売上(収入)金額(未収分含む)
原価	家事消費	商品などを家事のために消費、贈与した場合の通常の販売価額
	その他の収入	空箱の売却金額やレポートなどの収入
必要経費	期首商品棚卸高	令和4年1月1日現在の商品、製品等の在庫の金額
	仕入金額・原価	令和4年中の仕入の金額。
必要経費	期末商品棚卸高	令和3年12月31日現在の商品、製品等の在庫の金額
	給与・賃金	従業員(専従者除く)に支払った給与、賞与等の合計額
必要経費	外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃等
	地代・家賃	事業用に土地や建物を賃借して支払った地代や家賃
必要経費	減価償却費	建物、機械、車両等事業に必要な減価償却資産の耐用年数に基づき算出した金額
	租税公課	事業税、固定資産税、自動車税、印紙税等の税金や商工会等の組合費
必要経費	水道光熱費	事業用として支払った水道料金、電気料金、ガス料金など
	旅費交通費	事業のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費
必要経費	通信費	事業のために使用した電話料や切手代、インターネット使用料等
	修繕費	業務用の建物、機械、器具等の修理費用
必要経費	消耗品費	事業のために使用した事務用品費やガソリン代等
	雑費	事業のために要した費用で他の経費に当てはまらない経費

専従者控除について

生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、令和4年中に6か月を超える期間、その事業等にもつぱら従事している場合、その従事している親族(事業専従者)1名につき、下記のいずれか少ない金額を控除することができます。

- ①50万円(配偶者の場合は86万円)
- ②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)

※専従者控除を受けた方は、扶養親族には該当しません。

細かい計算を必要とする下記の所得については税務署へお問い合わせ下さい

- 利子所得** (公社債や預貯金の利子。申告の必要があるのは源泉分離課税されない国外の銀行に預けた預貯金の利子など)
- 配当所得** (株式・出資金等の配当金)
- 総合譲渡所得** (資産のうち、自動車や機械用具などの譲渡による収入)
- 分離譲渡所得** (資産のうち、土地、建物、株式などの譲渡による収入)

那覇税務署 電話 098-867-3101

○収入がなかった方……………1の該当する箇所を記入して下さい。
 扶養されていた方は、扶養している人の「氏名」「続柄」「住所」を記入して下さい。

申告期限 令和5年3月15日(水)

※申告の受付場所、日時等は封筒の申告受付日程表で確認して下さい。

申告についてのお問い合わせは
南風原町役場 税務課 住民税班
 電話 098-889-4413